

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 平尾高架橋補修工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 106/123	平尾高架橋（下り線）交通規制工（その2）に規制を行う範囲のKPの記載がございます。これによれば下り線の止水工A、止水工Bを施工する範囲の規制が含まれていないと思われませんが、施工にあたり規制はどのようにお考えでしょうか。	設計図に示す交通規制工については標準的な規制を示したものです。したがって、下り線の止水工A、止水工Bを施工するための規制延長（テーパー部+並行部）に含まれます。
2	設計図 105～106/123	車線規制を想定している工種についてご教示願います。	交通規制を伴う工種は設計図 2/123数量総括表に「○」の記載がある工種です。
3	割掛対象表 参考内訳書	移動足場工費について、高さ毎の延べ数量（台・日）の明示を願います。適正な積算を行う上で必要となるため、ご参考としてお願いいたします。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 従いまして、貴社の施工計画に基づき必要とする費用を計上してください。
4	割掛対象表 参考内訳書	足場の供用日数算出にあたっては積算基準書の他に、見積活用工種において採用された日当り施工数量をもとに算出されていると考えて良いでしょうか。もし可能であれば参考として供用日数の明示をお願いします。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 従いまして、貴社の施工計画に基づき必要とする供用日数をお考えください。
5	工事工程表 （概略工程表）	平尾高架橋上部工補修のための吊足場については、A1～P6・P6～P12、P12～A2の3区間に分けて施工すると考えてよろしいでしょうか。	施工区間の設定については、貴社の施工計画に基づきお考えください。

6	入札公告(説明書) 5-1	本工事は見積活用工事となっていますが、入札公告によれば「最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書を活用して、」と記載がございます。「最も適正な価格」とは具体的にどのような価格のことを意味するのでしょうか。また割掛費の価格設定については発注機関であるNEXCOさん側が算出したものではなく、入札参加者側が算出し、参考見積書に記載する割掛単価が反映されているものと考えてよいのでしょうか。もしこれ以外の割掛け単価の設定方法の場合は、その算定方法をご教示願います。	割掛費の価格設定については、参考見積書に記載された割掛単価が採用されます。なお、それ以外のご質問については、積算に関する内容であるためお答えできません。
7	金抜設計書	はく落防止対策工の単価には連続繊維シート接着工の他に、水抜きパイプ設置に伴う材料ならびに設置工も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	はく落対策工の単価項目に含まれる内容は、特記仕様書22-5に示すとおりです。
8	設計図 102~104/123	平尾高架橋排水装置取替詳細図で、新設する排水管の材料については図示されていませんが、ご明示いただけないでしょうか。	排水管の材料は、共通仕様書17-6-2に示すとおりです。